

山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業
仕様書

令和8年9月

山都町

1 目的

山都町（以下「町」という。）では、山都町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において温室効果ガス排出量削減目標を定めている。山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業（以下「本事業」という。）は、P P A方式により、山都町有施設への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、同施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

2 事業内容

（１）事業概要

ア 本事業を受託する事業者（以下「事業者」という。）は、別紙１（導入施設一覧）で示す施設に、太陽光発電設備、蓄電池設備及び付帯設備（以下「設備」という。）を導入する。なお。山都町役場本庁舎及び蘇陽総合行政センターにおいては蓄電池設備を導入することとし、山都町役場本庁駐車場においてはカーポートにより太陽光発電設備を導入することとする。

また、山都町役場本庁舎に係る設備については、「別添 本庁舎詳細設計図面（建築・電気）」のとおり導入するものとする。

イ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

ウ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給する。

エ 運転期間終了後、事業者は原則として、設備を撤去する。

オ 運転期間終了後、事前に町から申し出があった際は、事業者は町と協議の上で設備を町へ無償で譲渡又は契約延長できるものとする。

（２）事業期間等

ア 運転期間は、運転開始日から原則として最長で 20 年間とする。なお、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱の規定に沿った導入時期及び運転開始日とする

こと。

イ 設備の導入時期については、令和 8 年度とする。ただし、電力供給開始時期については、施設毎に町と協議の上、決定する。

(3) 契約単価

ア 町は、各施設に供給された電力使用量に各施設毎の契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ 別紙 1（導入施設一覧）で示す各施設それぞれの電気料金単価とする。

カ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

キ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含めるものとする。

ク 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

3 設備工事前の調査・手続き

(1) 現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を町と協議した上で行うものとする。

(2) 太陽光発電設備の容量検討

ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、発電が可能な電力を最大限自家消費できるように努める。なお、逆潮流は原則不可とする。

ウ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に町が無償で使えるよう非常コンセント盤等を設ける。

(3) 構造調査

設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途町から提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。また、台風等の気象条件への耐久性についても配慮する。

(4) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を町に提出する。

イ 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を町に提出する。

ウ 事業者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算出されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとする。

エ 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行う。特に、蓄電池を設置する場合には、設置後の施設について、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意する。

4 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJISC8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

- ・太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- ・太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

（２）蓄電池設備

- ・蓄電システムは JISC4412 に準拠すること。
- ・蓄電池は JISC8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。
- ・平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。

（３）その他の事項

- ・事業者は、設備を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- ・運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・事業者は対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については町と協議のうえで決定する。
- ・事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について町と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ町の承認を得ること。

5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

【仕様書】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ・ 設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響がないよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- ・ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- ・ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を町に提出し、確認を受ける。
- ・ 施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- ・ 施工にあたり、町有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- ・ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とす

る。

- ・事業期間中、町の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。
- ・設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、町との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別できるように要所に本事業のものであることがわかるような表示を行う。
- ・設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、町と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ・工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- ・工事完成時には、現場で町の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データ及びCADデータ（SXF又はSFC形式）を提出する。

6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- ・事業者は、町及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

- ・施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する。
- ・事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として事業者の負担とする。
- ・事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- ・設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ・施設の電気設備点検の際に一時的に発電ができない期間が生じるが、その際の補償は行わないこととする。
- ・その他、本事業で設置した設備と接続する町側の設備を更新する場合等、一定期間発電及び自家消費がでない期間が発生した際の補償は行わないが、必要に応じて停止期間分の契約期間延長について、事業者は町に協議できるものとし、町は協議に応じるものとする。
- ・本事業で設置した設備と接続する町側の設備を更新する場合等で、事業者のケーブルや継電気等の取り外し・再取り付けが生じる場合は、事業者の負担で行うこととする。
- ・町が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、町に帰属するものとする。
- ・事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は、検証結果を毎年町に報告し、町はそれを確認する。
- ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

7 責任分担の基本事項

上記（１～６）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については別紙２（リスクと責任分担）及び下記のとおりとする。また、こ

れに定めのないものは協議により決定する。

- ・事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。

なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、町へ写しを提出すること。また、町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。
- ・事業者は本事業上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8 その他

町が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。

別紙 1 (導入施設一覧)

No	施設名	施設所在地	太陽光発電 パネル設置 可能面積	契約電力 (2026 年 3 月分)	契約種別	予定使用電力 量 (年間)	備考
1	道の駅通潤橋	城平 660	165 m ²	126kw	高圧電力	218,115kw	
2	総合体育館 パスレル	千滝 271	380 m ²	190kw	業務用休日エコ ノミー電力 A-I	228,460kw	
3	蘇陽総合行政センター	今 500	970 m ²	98kw	負荷率別契約	218,283kw	※蓄電池設置
4	矢部保健福祉センター 千寿苑	千滝 232	320 m ²	78kw	業務用電力 A-I	83,391kw	
5	山都みらい 保育園	城原 162- 7	430 m ²	36kw	低圧電力	14,998kw	ドウリ ョク
				40kVA (契約容量)	従来電灯 C	25,891kw	デント ウ
6	山都町役場 本庁舎 (屋上太陽 光パネル)	浜町 6	設置面積： 415.74 m ² (設計図面 のとおり)	149kw	業務用電力 A	419,591kw (ただし、令 和 9~10 年度 に ZEB 化改修 工事の計画あ り、改修後は 消費電力 25.7%削減と なる予定。 ※削減後、 311,756kw)	詳細設 計図面 有り ※蓄電 池設置
	山都町役場 本庁舎 (ソーラー カーポート)	浜町 6	設置面積： 136.68 m ² (設計図面 のとおり)				

※設置可能面積はあくまで航空写真等により参考値として算出したものであり、必ずしも当該面積以内でなくてもよい。

別紙２（リスクと責任分担）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			町	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	○	○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	町の指示によるもの（事業者の起因によるものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募に係る費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建築段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○

	工事遅延・未完工	町の責による工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○
	性能	要求仕様書不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	町の責による電気使用量の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、町の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	町有施設損傷	設備に係る事故・火災による町有施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する町有施設への障害		○
		町有施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様書不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、町有施設運営・業務への障害		○
その他	その他事項	本リスク分担表に定めていない事項	協議	